

## 監査制度に係る地方自治法の改正について

## 1 議員から選任される監査委員の数について

## (1) 地方自治法の規定

(設置及び定数)

第 195 条第 2 項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職禁止)

第 196 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから、これを選任する。

(略)

同条第 6 項 議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とするものとする。



【改正】（平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 196 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）及び議員のうちから、これを選任する。

(追加) ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

## (2) 監査体制の見直し（監査制度の充実・強化）

条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされたこと。

当該条例の提出権は、長並びに議員及び委員会の双方に存するものであるが、当該条例を制定するかどうかは、監査委員と議会の監視機能の役割分担の観点等を踏まえ検討されたいこと。

## 2 住民監査請求にかかる議会への通知について

### (1) 地方自治法の規定

(住民監査請求)

第 242 条第 1 項 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。（※改正なし）



#### 【追記】

同条第 3 項 第 1 項の規定による請求があったときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。（※平成 29 年 6 月 9 日から施行）

同条第 10 項 普通地方公共団体の議会は、第 1 項の規定による請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。（※平成 32 年 4 月 1 日から施行）

### (2) 法改正の必要性等

地方公共団体は、議決を得て損害賠償等の請求権を放棄することが可能であるが、このような請求権の放棄は、住民監査制度の意義を損ねる恐れがある。このため、請求権放棄の議決をしようとするときは、議会は監査委員の意見を聴くこととされた（第 242 条第 10 項）。

この前段階として、住民監査請求があったことを議会側が把握しておく必要があるため、住民監査請求があったときは直ちに監査委員から議会へ通知することとされた（同条第 3 項）。

#### <参考>

- ・今回の法改正を受け、住民監査請求があれば、結果として却下（要件不備で監査委員が正式受理しない）されるものも含めて、全て通知される。
- ・監査委員が正式受理したものについては、今回の通知がなされたうえで、従来どおり、棄却（住民敗訴に相当）又は勧告（住民勝訴に相当）が決定された後に、「住民監査請求監査結果」として全議員に議場配付される。

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日)	関係 部局
1	平成 30 年 3 月 1 日	平成 30 年度の路面清掃業務委託の入 札参加資格制限の撤廃に関する住民 監査請求 (平成 30 年 2 月 22 日)	県土整 備部